

(一財)東京都人材支援事業団の正会員※の皆様へ

※地方独立行政法人、公立大学法人等の固有職員の方は除きます。

令和5保険年度

訴訟費用保険

(公務員賠償責任保険、医師賠償責任保険)

募集のご案内

募集は年1回です

医師・歯科医師の皆様への大切なお知らせ(P10参照)

年間保険料

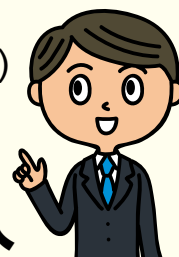
お手頃な保険料で加入できます!!

(医師・歯科医師以外の会員)

年間**5,400円**

(月額**450円**)

※月額保険料が毎月給与から控除されます。



加入者数

正会員の約2.4人に1人が加入しています!!

約**5.3万人**

新規加入・変更・脱退はWebでお申込みください。

休日夜間も簡単お手続き！インターネット上でお手続きが完了します！

※利用可能時間は6:00～翌4:00です。ただし、左記時間帯でも状況に応じてメンテナンス実施のため、お手続きできない場合がございます。

※WebブラウザはMicrosoft Edge、Safari、Google Chromeを推奨しております。Internet Explorerでは、画面が表示されない場合等がございます。

Webでの操作方法はP7以降をご参照ください。

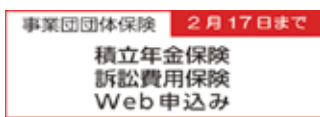
現在加入されている方が同じ内容で継続する場合は、お手続き不要です(自動更新)。

パソコンでお申込みする場合

スマートフォン・タブレット端末でお申込みする場合

●「Webいぶき」にログインしてバナーをクリック
URL <https://www.ibuki.tokyo-jinzai.or.jp/>

コードを読み取ってアクセス



募集期間

令和5年2月1日(水)～令和5年2月17日(金)

※Webでのお手続きは、上記募集期間中のみ可能です。

保険期間

令和5年4月1日午後4時～令和6年4月1日午後4時

現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までにご加入者からの特段の申出又は保険会社からの連絡がない限り、今年度の募集のご案内等に記載の保険料・補償内容にて継続加入となります。

なお、上記の内容をご了承いただける方につきましては、特段のお手続きは不要です(自動更新となります。)

ご加入方法

上記アドレス又はコードからWebでお手続きください。

保険料払込方法

毎月給与から控除され、給与明細書のニューエブリ欄に合算で記載されます(初回保険料は4月控除)。なお、給与控除できない場合は、原則として毎月事業団が発行する納付書でのお支払いとなります。金融機関の窓口で納入期限までにお納めください。



一般財団法人 東京都人材支援事業団



「訴訟費用保険」な

訴訟費用保険の概要

公務員賠償責任保険

東京都職員としての職務につき行った行為・受領した給付に起因した損害賠償請求や返還請求が加入者(被保険者)に対してなされた場合に下記の損害を補償します。

法律上の損害賠償金

法律上の返還金

争訟費用(弁護士費用等)

公務員賠償責任保険では、下記のような場合も補償の対象となります。

保険加入日前の行為も補償

保険加入日前の職務につき行った行為に起因して、保険期間中になされた損害賠償請求・返還請求も補償します。

退職後も補償

退職時に加入していれば、退職日から5年以内になされた損害賠償請求・返還請求も補償します。

医師賠償責任保険

※令和6年4月制度改定予定(P10参照)

医療行為に起因して患者の身体に障害が生じたことが発見された場合に、下記の損害を補償します。

法律上の損害賠償金

争訟費用(弁護士費用等)

緊急措置費用、損害防止軽減費用等

詳しい補償内容はP3、P5へ

保険料・補償限度額

※月額保険料が毎月給与から控除されます。

※令和6年4月制度改定予定(P10参照)

	一般公務員の方(教職員等を含む.) 公務員賠償責任保険	医師・歯科医師の方※1 公務員賠償責任保険+医師賠償責任保険	
	公務員全般	医師	歯科医師
年間保険料	5,400円 (月額450円)	51,120円 ※2 (月額4,260円)	11,520円 ※2 (月額960円)
補償限度額 (支払限度額)	弁護士費用等・損害賠償金・ 返還すべき金額の補償 全て含めて	損害賠償金の補償 ※4	
	1訴訟・1請求につき 8,000万円 ※3	1事故につき	1億円
		保険期間中	3億円
		弁護士費用等の補償 ※4	
		補償限度額なし	
ただし、損害賠償金が上記の支払限度額を超える場合は、「支払限度額-損害賠償金」の割合に弁護士費用等を乗じた金額を、保険金としてお支払いします。			

※1 医師・歯科医師の方についても、名誉さ損など、対人医療事故以外に関する訴訟については公務員賠償責任保険の補償が適用されます。医師・歯科医師の方の年間保険料には公務員賠償責任保険の年間保険料(5,400円)が含まれております。

※2 医師・歯科医師の方の医師賠償責任保険の保険料は、ご加入者(被保険者)数が100人以上の場合の団体割引10%を適用した金額です。今後、ご加入者(被保険者)数の変動により、保険料が引上げになる可能性があります。あらかじめご了承ください。詳細については、取扱代理店又は引受保険会社までお問い合わせください。

※3 地方自治法第243条の2の2等による首長からの弁償請求・損害賠償命令の場合、法律上の損害賠償金及び争訟費用並びに法律上の弁償金については、上表に掲載の補償限度額の内枠において、4,000万円が支払限度額となります。また、これらの請求については、1請求当たり免責金額(10万円)と縮小支払割合(90%)も適用されます。

※4 医師賠償責任保険部分の支払限度額となります。公務員賠償責任保険部分については左記の支払限度額が適用されます。

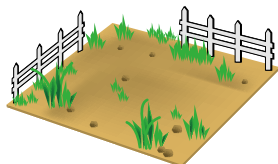
○ 今後、保険約款の改定や、損害率、加入人数等の状況により、保険料、補償内容、補償額(支払限度額)に変更が生じることがあります。

ら必要な補償が得られます。

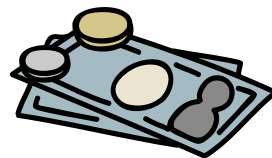
事例

住民訴訟

公有地の売却について、著しく低い金額で売却し地方自治体に損害を与えたとして住民訴訟が提起された。



超過勤務手当の支給が不適切であるとして、その手当の返還請求がなされた。



民事訴訟

窓口対応の際に、住民の方とトラブルになり、精神的な苦痛を受けたとして住民から訴えられた。



個人情報記載された資料を、誤った宛先にメールで送信してしまい、個人情報が漏えいしたとして、職員に対して損害賠償請求がなされた。



同級生によってケガを負わされた生徒の保護者から、注意義務違反があったとして、担当教員に対して損害賠償請求がなされた。



争訟費用(弁護士費用等)

訴訟で必要となる費用は、敗訴した場合の損害賠償金だけではありません。敗訴・勝訴にかかわらず、個人にかかる下記の弁護士費用等の争訟費用が発生します。



- **弁護士相談費用**/訴訟に先立って、弁護士に相談する時の費用です。
- **着手金**/訴訟の結果にかかわらず弁護士に依頼した段階で支払う費用です。
- **弁護士委任費用**/調停の申立などの弁護を、弁護士に委任する際に必要となる費用です。
- **調査費用、資料作成費**/調査や資料の作成に要する費用です。
- **成功報酬金**/結果の成功の程度に応じて、成功の報酬として支払う費用です。



Q&A

Q1

東京都政策連携団体等(公益法人や他の地方自治体等)に派遣されている間の職務は補償対象となりますか?

A

以下のいずれかの法令等に基づいて派遣されている(一財)東京都人材支援事業団の正会員の方は、訴訟費用保険に加入することができ、派遣先の職員としての職務として行った行為は補償の対象となります。

- ① 地方自治法
- ② 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律
- ③ 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例

Q2

加入者(被保険者)が他人に対して損害賠償請求を行う場合も補償の対象となりますか?

A

公務員賠償責任保険は、東京都職員としての職務につき行った行為に起因して、**加入者(被保険者)に対してなされた損害賠償請求**が対象となりますので、加入者(被保険者)が第三者に対して行う訴訟は対象となりません。

Q3

加入者(被保険者)に対しての損害賠償請求はなされないものの、謝罪要求等をされた場合は、争訟費用(弁護士費用相談費用等)の補償の対象となりますか?

A

公務員賠償責任保険は、東京都職員としての職務につき行った行為に起因して、**加入者(被保険者)に対してなされた損害賠償請求**が対象となりますので、損害賠償請求がなされなかった場合は対象となりません。

(注意) 補償の対象となる事案であっても、保険金のお支払い可否は事故内容等によって個別に判断いたします。事故が発生した場合は取扱代理店・引受保険会社までご相談ください。

補償内容

公務員 賠償責任保険

東京都職員としての職務につき行った行為に起因して、被保険者に対する損害賠償請求が日本国内でなされた場合及び東京都職員としての職務につき行った行為又は受領した給付に起因して、被保険者に対する返還請求が日本国内でなされた場合等に補償します。

※警視庁職員、東京消防庁職員につきましてはご加入対象ではありません。

※保険期間中に損害賠償請求又は返還請求がなされた場合、支払限度額の範囲内で保険金をお支払いします。

※保険金のお支払いに際しては、下記の全ての補償について、保険会社の同意が必要となります。

■弁護士費用等の補償 ※下記の損害賠償金、返還金と合わせ、支払限度額が限度となります。

弁護士費用その他の争訟費用が発生した場合、その実額をお支払いします。
住民訴訟^(※1)に補助参加^(※2)した場合も補償します。



ここが安心!

争訟費用は損害賠償金・返還金を含めて、最大8,000万円まで補償します。



■損害賠償金の補償

被保険者が支払うべき法律上の損害賠償金を補償します。(住民訴訟^(※1)により被保険者が支払義務を負うものを含みます。)



ここが安心!

住民訴訟^(※1)の場合、補助参加^(※2)の有無にかかわらず損害賠償金を補償します。

■返還すべき金額の補償

被保険者が支払うべき返還金を補償します。(住民訴訟^(※1)により被保険者が支払義務を負うものを含みます。)

(※1)住民訴訟とは、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づくものです。

(※2)補助参加の詳細については、P4の図を参照してください。

(※3)医師・歯科医師の方についても、名譽き損など、対人医療事故以外に関する訴訟については公務員賠償責任保険の補償が適用されます。

公務員賠償責任保険では、このような場合も補償の対象となります。

※医師賠償責任保険では、対象になりません。

遡及補償

保険加入日より前の行為に起因して保険期間中に損害賠償請求・返還請求がなされた場合も、補償の対象となります(加入日現在で係争中のものや、請求がなされるおそれがあることを被保険者が知っていたものは除きます。)

退職後

退職時にこの保険に加入していた方は、退職後、現職中の行為に起因して損害賠償請求・返還請求がなされた場合、退職日から5年以内に請求がなされたものについても補償の対象となります。

医師 賠償責任保険

医療行為に起因して患者の身体に障害が生じたことが発見された場合に補償します。※令和6年4月制度改定予定(P10参照)

※保険期間中に患者の身体障害が発見された場合に限り、保険金をお支払いします。

※保険金のお支払いに際しては、下記の全ての補償について、保険会社の同意が必要となります。

※開業を予定されている医師・歯科医師の方へのご注意

勤務医の方が開業される場合は、事業団の訴訟費用保険では補償対象外となります。所属の事務取扱者経由で事業団保険担当宛に「脱退・変更届」をご提出ください。

■弁護士費用等の補償

弁護士費用その他の争訟費用が発生した場合、その実額をお支払いします。



ここが安心!

弁護士費用等については限度額がないため、大きな負担もカバーできます。

※ただし、損害賠償金が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合に弁護士費用等乗じた金額を、保険金としてお支払いします。



■損害賠償金の補償

被保険者が支払うべき法律上の損害賠償金を補償します。



ここが安心!

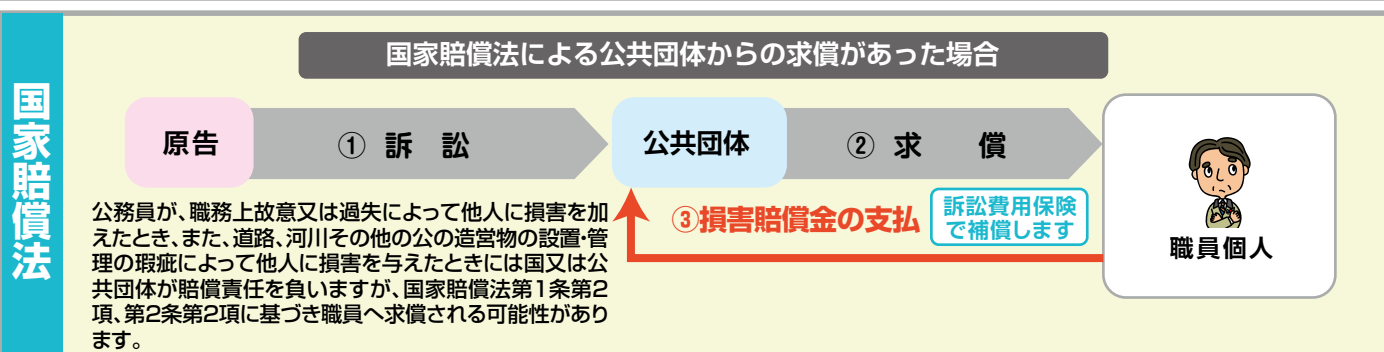
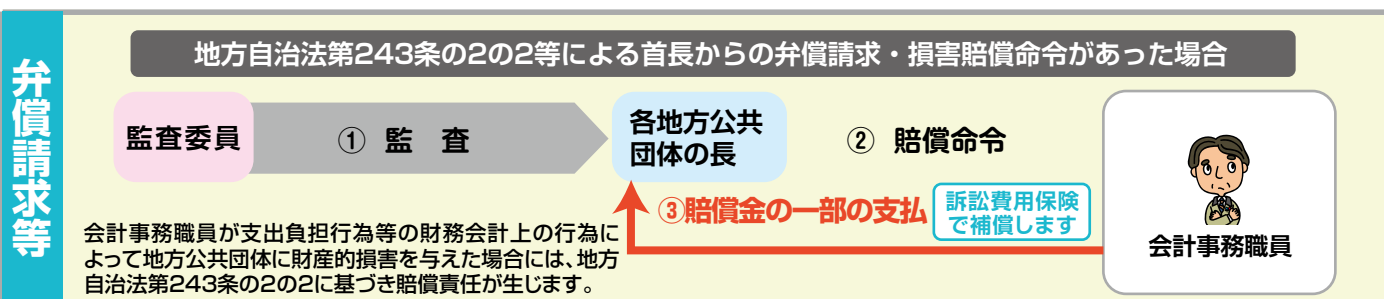
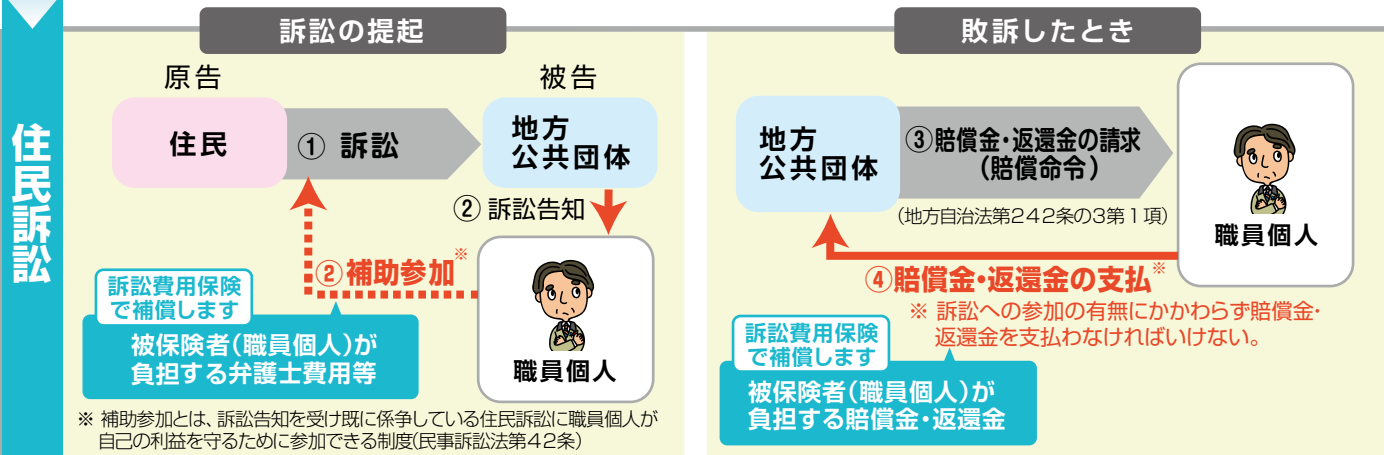
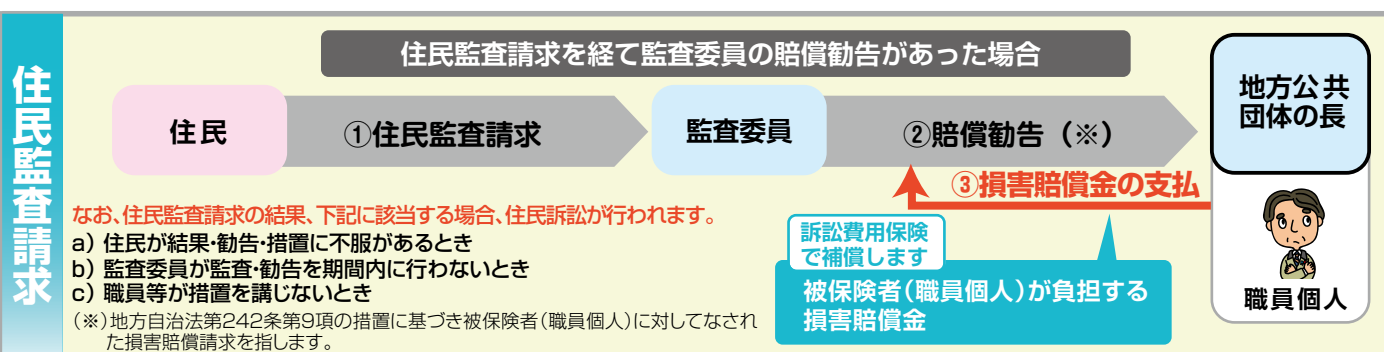
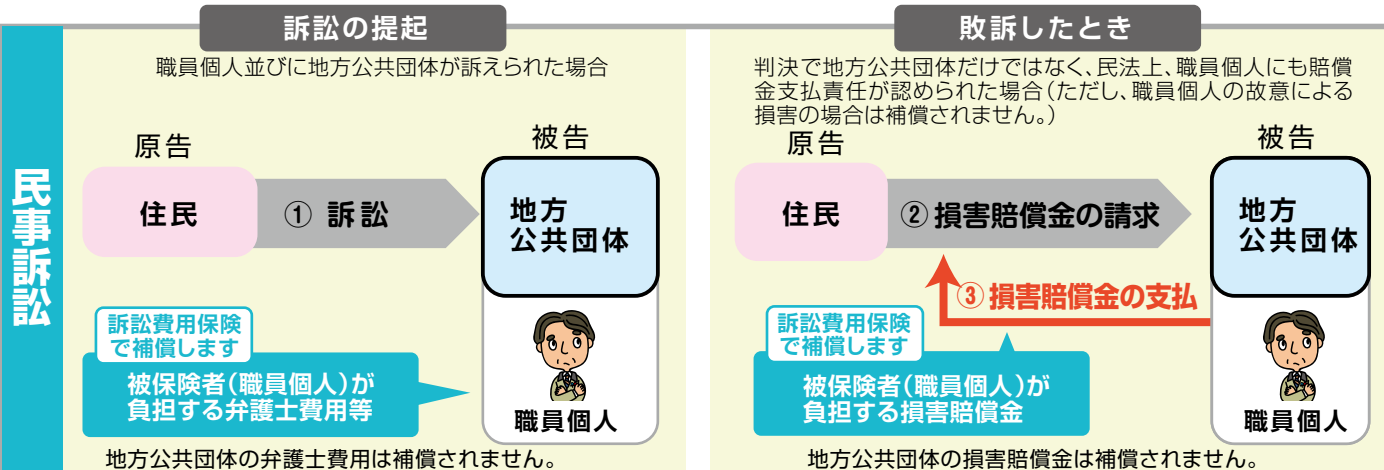
保険金の限度額が高く設定されているため、大きな負担もカバーできます。

(1事故につき最高1億円、保険期間中最高3億円)

補償対象となる訴訟等について

●注意事項

保険で補償される損害は、この契約の保険約款で定める補償要件に合致するものとなります。被保険者による故意や公序良俗に反する行為又は給付に
 関してなされた請求等、補償の対象外となる事由に該当するものであった場合など、保険金をお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
 詳細は保険約款によりますのでご不明な点は取扱代理店・引受保険会社にお問い合わせください。



〈訴訟費用保険の補償内容(概要)〉

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金、お支払い方法
公務員賠償責任保険	<p>1. 損害賠償請求、不当利得返還請求及び住民訴訟による提訴請求 東京都職員としての職務につき行った行為に起因して被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中に日本国内でなされたこと、及び、東京都職員としての職務につき行った行為又は受領した給付に起因して、被保険者に対する返還請求が保険期間中に日本国内でなされたこと、及び、被保険者が被る損害(地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づく住民訴訟がなされたことにより被る損害、国家賠償法第1条第2項又は同法第2条第2項に基づいて東京都が被保険者に対して行う求償を含みます。)に対して保険金をお支払いします。</p> <p>2. 住民監査請求による監査委員の勧告 地方自治法第242条第9項の規定による監査委員による勧告(職員に対して賠償措置を講ずる勧告)の措置に基づき、保険期間中に東京都等に対して被保険者に対する損害賠償請求または返還請求を行うことを求める請求が日本国内でなされたことにより被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>3. 以下の法律により被保険者に対してなされた弁償請求・損害賠償命令 監査委員が実施する監査の結果による、会計法第41条第1項、予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項、物品管理法第31条第1項及び第2項により被保険者に対して保険期間中に日本国内でなされた弁償請求、及び地方自治法第243条の2の2、地方公営企業法第34条の規定により被保険者に対して保険期間中になされた損害賠償命令に対して保険金をお支払いします。</p>	<p>(1) お支払いする保険金 ① 争訟費用 ② 法律上の損害賠償金 ③ 法律上の返還金(法律上の返還責任に基づき返還すべき金額) ④ 法律上の弁償金</p> <p>(2) 保険金のお支払い方法 ● 左記「保険金をお支払いする場合」の「1.」「2.」部分の1訴訟における、一連の請求につき支払う保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、上記①②③を合わせて8,000万円を限度とします。 ※左記「保険金をお支払いする場合」の「1.」「2.」部分の免責金額はゼロとなります。 ● 左記「保険金をお支払いする場合」の「3.」部分の法律上の損害賠償金・争訟費用・法律上の弁償金の合計額から免責金額(10万円)を控除した額に対し縮小支払割合(90%)を乗じて算出された金額に対して、支払限度額4,000万円(*)を限度に保険金をお支払いします。 (*)この保険契約において引受保険会社がお支払いする保険金の額は、左記「保険金をお支払いする場合」の「1.」～「3.」をあわせて8,000万円を限度とします。 ※損害賠償責任の承認、争訟費用の支払いには、事前に引受保険会社の書面による同意が必要である。 この保険契約においては、引受保険会社が同意した法律上の損害賠償金、争訟費用、法律上の返還金のみがお支払対象となります。 ※左記「保険金をお支払いする場合」の「1.」「2.」部分について、被保険者が同一の請求により求められている損害賠償金又は返還金の一部に下記「保険金をお支払いできない主な場合」(1)もしくは(5)により引受保険会社が保険金を支払わないもの含まれている場合は、引受保険会社は、次の算式に従い、争訟費用に対する保険金を支払います。</p> $\text{引受保険会社が支払うべき損害賠償金及び返還金の額} = \frac{\text{争訟費用の額} \times \text{引受保険会社が保険金を支払うべき損害賠償金及び返還金の額}}{\text{被保険者が支払を求められている損害賠償金及び返還金の額}}$
医師賠償責任保険	<p>被保険者又はその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療業務を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに起因して患者に身体の障害が発生したことが保険期間中に発見された場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p>	<p>(1) お支払いする保険金 被保険者が負担する次の賠償金又は費用に対して保険金をお支払いします。 ① 被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要である。 ② 引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ③ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、又はすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要又は有益な費用 ④ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、又はすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用又は引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑤ 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決にあたる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>(2) 保険金のお支払い方法 上記①の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、上記②の争訟費用については、上記①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷上記①の損害賠償金」の割合によって減額して保険金をお支払いします。</p>

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

A	右の事由・行為があったと認められる場合は免責となります。	<p>次に掲げる請求に起因する損害</p> <p>(1) 被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する請求又は命令 (2) 被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし過失犯については保険金をお支払いします。)に起因する請求又は命令 (3) 法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する請求又は命令 (4) 被保険者が公表されていない情報を違法に利用して、株式、公社債等の売買等を行ったことに起因する請求又は命令 (5) 他人に対する違法な利益の供与に起因する請求又は命令 (6) 被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、又は自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領又は背任行為に起因する請求又は命令 (7) 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出又はそれらが発生するおそれがある状態に起因する請求又は命令 (8) 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化又は中和化の指示又は要請に起因する請求又は命令 (9) 公序良俗に反する行為又は給付に関してなされた請求又は命令</p> <p>次の事由によって生じる損害</p> <p>(1) 保険契約者又は被保険者(加入者)の故意 など</p>
B	右に掲げる事由・行為があったの申し立てに基づいて請求がなされた場合は免責となります。	<p>次に掲げる請求に起因する損害</p> <p>(1) この契約の保険期間の初日において、被保険者に対する請求又は命令がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の請求又は命令 (2) この契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求又は命令の中で申し立てられていた行為に起因する一連の請求又は命令 (3) 核物質の危険性又はあらゆる形態の放射性汚染に起因する請求又は命令 ※医学的又は産業用利用に供される放射性同位元素(ウラン、トリウム、プルトニウム及びこれらの化合物並びにこれらの含有物を含みません。)の使用、貯蔵又は運搬中に生じた放射性同位元素の原子核反応又は原子核の崩壊もしくは分裂による事故についてその使用、貯蔵又は運搬に関し、法令違反がなかった場合は、その限りにおいて保険金をお支払いします。 など</p> <p>次に掲げる請求に起因する損害</p> <p>(1) 航空機、自動車、原動機付自転車又は船舶の所有、使用又は管理に起因してなされた請求又は命令 (2) 被保険者が医療業務を遂行することに起因して発生したその医療行為の対象となる者の身体の障害についてなされた請求又は命令 など ※被保険者による次の①から⑤までの行為に起因する損害を除き適用しません。ただし、被保険者が保健師助産師看護師法に規定する看護師、准看護師、保健師もしくは助産師または薬剤師法に規定する薬剤師の有資格者である場合は、次の①から③までの行為に起因する損害に対しては、適用しません。 ① 疾病の治療、軽減・予防、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案、もしくは診断書・検案書・処方箋等の作成・交付等の医療行為(法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。) ② 美容整形、医学的堕胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのであれば人体に危害を生ずるおそれのある行為(法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。) ③ 薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給 ④ あん摩・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為 ⑤ 獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為</p> <p>次の事由によって生じる損害</p> <p>(3) 戦争、変乱、暴動、騒ぎ、(4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災、サイバー攻撃 など</p>
C	右の事由によって生じる損害は免責となります。	<p>直接である間接であることを問わず、次の事由によって生じる損害</p> <p>(1) 保険契約者又は被保険者の故意 (2) 戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議 (3) 地震、噴火、洪水、津波又は高潮 (4) 日本国外で行われた医療業務 など</p> <p>直接である間接であることを問わず、次の損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>(5) 被保険者が業務を行う施設もしくは設備又は航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)、船舶、もしくは動物の所有、使用又は管理に起因する賠償責任 (6) 名誉き損又は秘密漏洩に起因する賠償責任 (7) 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 (8) 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 (9) 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任 など</p>

〈その他の重要事項〉

保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員の数が20人以下の日本人、外国人(日本における営業所等が締結した契約に限る))又はマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

*保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

もし事故が起きたときは

〈公務員賠償責任保険〉

ご契約者又は被保険者が、保険事故又は保険事故の原因となりうる偶然な事故又は事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、請求者の氏名、被保険者が最初に請求を知った時の状況、申し立てられている行為、原因となる事実その他の必要事項について、書面で取扱代理店又は引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

〈医師賠償責任保険〉

ご契約者又は被保険者が、保険事故又は保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店又は引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

※賠償責任保険の保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

〈先取特権について〉

「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について先取特権を有します(保険法第22条第1項)。

被保険者は、被害者に弁済をした金額又は被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため引受保険会社が、被保険者からの請求を受けて、保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入の際のご注意

〈告知義務〉

加入依頼書に★又は☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項です。被保険者となる方はご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※引受保険会社の代理店には告知受領権があります。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈通知義務〉

＜公務員賠償責任保険＞

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合は、被保険者となる方はすみやかに取扱代理店又は引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

＜医師賠償責任保険＞

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合は、被保険者となる方は遅滞なく取扱代理店又は引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈示談交渉サービスは行いません〉

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

〈共同保険に関するご説明〉

この保険契約は裏表紙に記載の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

なお、引受割合につきましては、引受保険会社にご確認ください。

※この保険には解約返戻金はありません。

※この保険は(一財)東京都人材支援事業団を保険契約者とし(一財)東京都人材支援事業団の正会員を被保険者とする公務員賠償責任保険・医師賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は(一財)東京都人材支援事業団が有します。

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約については引受保険会社と直接締結されたものとなります。

※このパンフレットは、公務員賠償責任保険(東京都人材支援事業団特約条項付帯)・医師賠償責任保険の内容をご紹介したものです。なお、詳細は、契約者である(一財)東京都人材支援事業団にお渡ししております約款によりますが、保険金のお支払条件・ご加入手続、その他ご不明な点は、取扱代理店又は引受保険会社にご照会ください。

〈重大事由による解除について〉

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。

この場合には、全部又は一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

など

〈保険料の払込猶予期間等の取扱い〉

保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

また、ご契約を解除させていただくことがあります。

Webでのお手続き方法 (Web手続期間:令和5年2月17日まで)

パソコンでお申込みする場合

- 「Webいぶき」にログインしてバナーをクリック
URL <https://www.ibuki.tokyo-jinzai.or.jp/>



スマートフォン・タブレット端末でお申込みする場合

コードを読み取ってアクセス



現在加入されている方が同じ内容で継続する場合は、お手続き不要です! (自動更新)

① 新規加入を希望する方

① トップページ



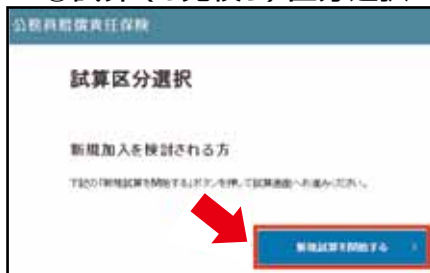
「試算 (お見積り) ・手続きに進む」を選択

② 利用規約



「本システムをご利用の前に」「ご加入条件」にチェックして「試算 (お見積り) を開始する」を選択

③ 試算 (お見積り) 区分選択



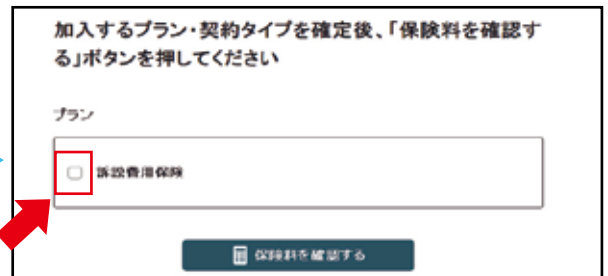
「新規試算 (お見積り) を開始する」を選択

④ 加入区分選択



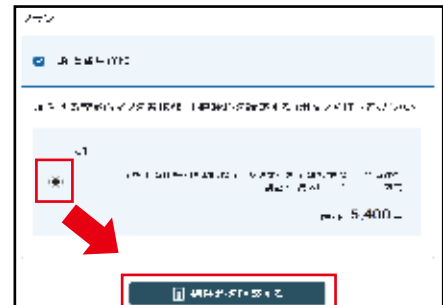
「加入区分」を選択して「プラン (補償) を表示する」を選択

⑤ プラン選択



「訴訟費用保険」にチェック

⑥ タイプ確認



表示される契約タイプをチェックし「保険料を確認する」を選択

⑦ 保険料確認



年間保険料を確認し、「お手続きを開始する」を選択

⑧ ご本人確認



メールアドレスとパスワードをご入力ください。
※メールアドレスは業務アドレスのご使用はできません。
※パスワードは半角英数字の大文字・小文字と記号を組み合わせ、10文字以上で設定してください。
※「@dantai-pf.tokiomarine-e.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。

⑨ご本人確認メール受信



メール内のURLをクリック(タップ)する。
※URL有効期限は1時間です。

⑩ご本人確認

⑧ご本人確認で設定されたパスワードを入力して「次へ進む」を選択
※この時点でパスワードを失念された場合は、お手続きを最初からやり直してください。

⑪ご加入者情報

加入者情報を入力し「次へ進む」を選択
※所属コード不明の場合は半角にした上で「0000000」(半角7桁)と入力して「次へ進む」を選択

⑫告知事項

「いいえ」または「はい」を入力して「次へ進む」を選択

⑬お申込み確認

入力した「補償内容」「ご加入者情報」「告知事項」を確認の上、「次へ進む」を選択
※入力内容を変更する場合は、各項目の「変更する」を選択し修正する。

⑭重要事項説明書のご確認

「パンフレット兼重要事項説明書(PDF)を確認する」を選択し、内容を確認する。
※PDFを確認しないと次の手続に進めませんので、必ずご確認ください。

⑮決済へ進む

重要事項説明書を確認後、Step2入力内容の確認を
チェックし、「決済へ進む」を選択
※「決済へ進む」とは、4月以降毎月給与から月額保険料が控除されることを意味しています。

⑯お申込み受付完了

お申込み受付完了です。
受付完了メールは翌営業日に発送されます。
※@mail-d.tmnf.jpからのメールを受信できるように設定してください。

② 3月末脱退を希望する方

① トップページ



「試算(お見積り)・手続きに進む」を選択

② 利用規約



「本システムをご利用の前に」「ご加入条件」にチェックして「試算(お見積り)を開始する」を選択

③ 試算(お見積り) 区分選択



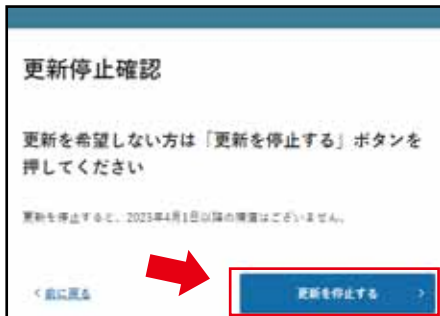
「既加入で継続手続きを行う方」に
 会員番号: 半角数字8桁の職員番号
 氏名カナ: 全角
 生年月日: 西暦半角8桁
 例: 1970年1月12日⇒19700112を入力して
 「試算(お見積り)を開始する」を選択

④ 更新手続き



「更新手続き」画面で「更新を希望しない方」の「+」をクリックすると表示される、「更新を停止する」ボタンを選択

⑤ 更新停止確認



「更新停止確認」画面のコメントを確認の上「更新を停止する」ボタンを選択

⑥ 更新停止受付完了



更新停止受付完了画面を画面印刷等で保存
 ※受付完了メールは送信されません。

加入者さま専用ページ（お申込内容をご確認いただけます。）

加入者さま専用ページは、①トップページの右上のログイン画面から進めます。

ログイン



お申込み受付完了後に表示される「ログインID」、お申込み時にご自身で設定されたパスワードを入力して、「ログインする」を選択

加入者さま専用ページ



「ご契約内容の確認」を選択

ご契約内容の確認



加入者証をご確認いただけます。

※推奨環境でない場合、加入者証が表示されないことがあります。
 (6月上旬に所属経由でも加入者証を配付します。)



Web操作方法 Q&A

Q1 タブレットやスマートフォンでも手続きできますか。

A1 タブレットやスマートフォンでもお手続きは可能です。なお、お手続きサイト画面下部の「ご利用条件」の「本システムの推奨動作環境」に記載以外の環境では正常に稼働しない可能性がありますのでご注意ください。

Q2 手続きを中止（中断）したいです。今入力したものを保存しておき、後で再開したいのですが、どうすればよいですか。

A2 申し訳ございませんが、お手続きの中断はできない仕組みとなっております。最後まで続けてお手続きいただきますようお願いいたします。

Q3 手続きを最初からやり直したいのですが、どうすればよいですか。

A3 お手続きが完了していない場合（「重要事項説明書のご確認」画面より前）は、お手続きサイト画面を再度開いてお手続きをお願いいたします。なお、お手続きの中断はできない仕組みとなっております。最後まで続けてお手続きいただきますようお願いいたします。

Q4 手続きを完了したが、申込内容を修正（変更）したいのですが、どうすればよいですか。

A4 お手続きが完了している場合（「お申込み受付完了」画面まで表示済）は、Web画面上での修正（変更）はできませんので、所属の事務取扱者から紙加入依頼書をお受け取りになり、正しい申込内容を記入の上、募集期間中にご提出ください。後日、申込内容について確認のご連絡をさせていただく可能性がございますが、ご了承ください。また、募集期間を過ぎてからは受付ができかねますのでご注意ください。

Q5 会員番号（職員番号）・名前などを誤って入力した場合は、どうすればよいですか。

A5 お手続きが完了している場合（「お申込み受付完了」画面まで表示済）は、Web画面上での修正（変更）はできません。会員情報は団体・保険会社にて確認・訂正し、必要に応じて確認のご連絡をさせていただきますので、お客様からのご連絡はご不要です。

Q6 現在加入している保険の内容を確認するにはどうすればよいですか。

A6 加入者証をご確認いただくか、紛失された場合は所属の事務取扱者にお問い合わせください。（加入者証の再発行は行っていません。）

医師・歯科医師の皆様へ

令和6年4月制度改定のご案内

訴訟費用保険は、令和6年4月に制度改定により「公務員賠償責任保険」のみの取り扱いとなる予定です。令和6年4月以降の「医師賠償責任保険」につきましては、別の制度をご案内させていただきます。

本件についてのお問合せ先

<取扱代理店>

株式会社東京エイドセンター

☎ 0120-209-810 (平日9:00~17:00)

TEL 03-5381-8460

<引受保険会社>

(幹事) 東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 公務第一部 東京公務課

MAIL:sosyohiyu-web@tmnf.jp

TEL: 03-3515-4126 (平日9:00~17:00)



速やかに
ご連絡を!

損害賠償請求・返還請求がなされたら

損害賠償請求事案等の発生

(株)東京エイドセンターへ連絡

1

ご加入者



事故の連絡

東京エイドセンター
(取扱代理店)

連絡

東京海上日動
(保険会社)

☎ 0120-209-810

TEL 03-5381-8460

提訴又は訴訟告知を受けた場合の保険金請求では、次の書類を提出してください。

提出書類

・「訴状」のコピー ・「口頭弁論期日呼出、答弁書催告状」のコピー

東京海上日動からの連絡

2

ご加入者



①連絡

②相談・打合せ

東京海上日動
(保険会社)



これで安心!!

弁護士相談・委任

3

ご加入者



①弁護士
を紹介

東京海上日動
(保険会社)



弁護士

②相談・打合せ ③委任

※裁判となる前に弁護士による示談を行うことを目的とするものではありません。

保険金の支払対象となることが決定したら

4

ご加入者



請求書類提出

東京エイドセンター
(取扱代理店)

保険金請求書類を、東京エイドセンターへ提出してください。

Web操作方法・保険内容の質問・保険金請求

<取扱代理店>

株式会社東京エイドセンター

☎ 0120-209-810 (平日9:00~17:00)

TEL 03-5381-8460

〒163-0943

東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス16F

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。

このご案内は公務員賠償責任保険、医師賠償責任保険の概要について記載したものです。

詳細は保険約款や加入者証に同封しているしおりによります。ご不明な点があれば上記取扱代理店又は引受保険会社にお問い合わせください。

<引受保険会社>

(幹事) 東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 公務第一部 東京公務課

MAIL: sosyohiyou-web@tmnf.jp

TEL: 03-3515-4126 (平日9:00~17:00)

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

(非幹事) 三井住友海上火災保険株式会社

事務等の問合せ先

一般財団法人 東京都人材支援事業団

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎北塔36階

業務部管理課保険担当

TEL 03-5320-7443

指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

<通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)